

厚岸町規則第30号

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則の一部を改正する規則

厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則(平成24年厚岸町規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、第2条に規定する対象者から次の者を除く。

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)予防接種を受ける年度において70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者であって、当該予防接種を受けたことがない者

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、第2条に規定する対象者から次の者を除く。

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)予防接種を受ける年度において101歳以上となる者であって、当該予防接種を受けたことがない者

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。